

日本労働年鑑 第50集 1980年版  
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

III 労働争議

1 一九七八年の労働争議

3 主要要求別争議とその解決状況

労働争議統計調査結果では、多くの要求事項をもつ争議については、原則としてそのうち「もっとも重要なもの一つをとりあげて」分類集計している。そこで、その主要要求事項別総争議の発生件数をみると(第111表)、「賃金および手当」にかんする要求が五一二五件で要求事項総数の六三・九%を占め、以下「経営および人事」要求が三〇六件(同三・八%)、労働時間・休日休暇等「給与以外の労働条件」にかんする要求が二九九件(同三・七%)、「組合保障・組合活動・労働協約」にかんする要求が一七九件(同二・二%)とつづき、政治スト、支援ストをふくむ「その他」要求が二一〇九件(同二六・三%)となっている。これを前年の要求件数にくらべると全体に争議の発生件数が減少したなかにあつて、「給与以外の労働条件」、「賃金および手当」と「経営および人事」にかんする要求については、前年にたいしそれぞれ一二・四%、六・一%、四・四%の増加となっている。

また、第112・113表によると、七八年の総争議件数五四一六件のうち、解決もしくは解決扱い(争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議、たとえば政治ストおよび支援ストがふくまれる)となつた件数は五三二四件(全体の九八・三%)で、残り九二件は解決を翌年にもちこした。解決件数を継続期間別にみると、五日以下で解決した争議は一九〇六件(解決件数の三五・八%)、六～一〇日五四三件(同二〇・二%)、一一～三〇日一七九九件(同三三・八%)、三十一日以上一〇七六件(同二〇・二%)となっている。争議の要求事項のうち要求数の多い項目の継続期間別構成比においては、「賃金増額」「臨時給与金」要求で五日以下および一一～三〇日の解決がそれぞれ三割以上を占めて多く、「解雇反対・被解雇者の復職」「組合保障および組合活動」にかんする要求では、他の要求にくらべ比較的継続期間が長く、三十一日以上のもものがそれぞれ五〇・九%、四三・四%に及んでいた。

さらに、解決方法別には、労使直接交渉により解決したものは二四二一件(解決件数の四五・五%)、第三者関与によるもの三三三件(同六・三%)であつた。第三者関与により、解決したものの内容をみると、労働委員会のあつ旋によるものももっとも多く二六八件で、第三者関与解決件数の八〇・五%を占めている。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

